

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■ 梅林宏道 製作責任者 ■ 田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

ロシア 相次いで軍縮条約からの撤退を示唆

米ミサイル防衛が引き金 世界に軍縮機運を復活させることが急務

2月10日のミュンヘン会議、4月26日の年次教書演説、5月9日の「赤の広場」パレード演説、とロシア・プーチン大統領の米国批判の演説が勢いを増している。直接の引き金は東ヨーロッパに米国の弾道ミサイル防衛(BMD)基地を設置する動きにあるが、この背後には冷戦終結後、弱体化したロシアの足下を見て絶対的な軍事的優位を追求した米国への積年の不信がある。

ロシアの力の一定の回復とともに歴史の潮目が変わろうとしている。世界に軍縮機運を復活させることが今極めて重要だ。その意味からも日本の憲法9条改変の動きは重大な過ちだ。

ポーランドとチェコ

制約のない米ミサイル防衛計画は、現プッシュ政権の対弾道ミサイル・システム制限条約(ABM条約)破棄(2002年6月)から始まったことを、まず想起しておきたい。ロシアはこれに強く反対した。

今回のロシアの反発の直接の原因は、07年1月25日、米ミサイル防衛庁(MDA)長官オベリング3世が、初めて国名を挙げて地上配備型の中間飛行段階BMDシステムをヨーロッパに配備するための交渉が進行していると発表したことにあった。すなわち、東方拡大でNATOに加盟したポーランドに10基の迎撃ミサイルを、そのための高性能レーダーをチェコ共和国に配備するという計画である。

米国はこの配備はイランの長距離ミサイルに対抗するものであると説明し、ロシアはそれは口実であって実はロシアの戦略ミサイルの無力化を狙ったものだとして激昂した。しかし、どちらも観衆向けの表面的な議論に過ぎない。BMDが本当に実戦で役立つかどうかの技術論の他に、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)もイランも、米国に核攻撃を加えたいときには、弾道ミサイルを使う可能性はほとんどないはずである。弾道ミサイルは誰が撃ったか明確に分かり、米国の報復で破滅することを覚悟しなければならないからで

ある。米国が現実には恐れているのは、匿名で仕掛けられる核攻撃である。

米国にとって、BMDは軍需産業のためと同盟国を世界規模に束ねるための装備であると考えるのが至当であろう。また、ロシアの怒りは、旧ワルシャワ条約機構が米軍基地を次々と受け入れ、ロシアの安全を脅かしつつある現状に歯止めをかけ、世界的な巻き返しを図る戦略的意図をもったものと考えられるべきであろう。ポーランドの迎撃ミサイル

今号の内容

分岐点のロシア
伊藤一長市長を追悼する
国民投票法を批判する
NPT: 中堅国家構想の勧告
米新型弾頭へ議会の抵抗
銀行を悪用してグアム基地に資金援助
通常型空母の選択は残っている
【連載】被爆地の一角から(19) 土山秀夫
長崎で二度の凶弾

イアブック製作と重なるため、6月1日はお休みします。
次号は6月15日合併号です。

伊藤一長市長を追悼する

ひらがなの「ながさき」

梅林宏道

4月17日夕刻、投票5日前の選挙運動のさなかに伊藤一長長崎市長が凶弾に倒れた。当選後へのさまざまな抱負があったであろう。このような形で突然に生を断たれてしまった市長の胸の内を思うと、悔しさと怒りが繰り返し込み上げてくる。

昨年10月の第3回地球市民集会の閉会集会のあと、市長が私の肩をたたいて目で語りながら微笑みかけたのが、私と伊藤市長の最後の触れ合いとなった。

地球市民集会には、閉会集会が無事終了する直前に、いつも緊張感のある高揚の場面がある。提案された長崎アピールが500人を超す会場の討論に付され、修正を経ながら採択される場面である。私は実行副委員長としてその討論の議長役を務めてきた。昨年、目で語った彼の言葉は、私の中ではそれより3年前の同じ場面での彼のねぎらいの言葉の自然な延長上にあった。会場から提起される修正意見には、内容的に正しいものも正しくないものもあった。それだけならば事は簡単であるが、集会アピールとして妥当であるかどうかという判断も問われなければならなかった。自治体と市民団体とが共催する集会においては、成熟した合意点がどこにあるかを見定めることが極めて重要であるが、それは簡単なことではなかった。討論の後、彼は「ご苦労さま。さすが、いい討論だったと、私をねぎらった。



2003年11月22日・第2回「核兵器廃絶 地球市民集会ナガサキ」の交流会で。左から中川正春衆議院議員（民主党・「核軍縮議員フォーラム」パネリスト）伊藤市長、筆者、道原海子ピースデガ理事。

思い出ばなしはここまでである。私が伊藤市長と間近に接するようになったのは、2000年11月の第1回地球市民集会がきっかけであったからまだ日は浅い。むしろ、伊藤市長追悼の中で私が明らかにしたいことは、彼が核兵器廃絶のために果たしていた得難い「客観的な役割」についてである。政治家への評価とは、彼・彼女がどのような人柄であったかや、どのような意図を持っていたかではなくて、どのような同時代的存在であったかが中心であるべきであろう。

長崎市も、広島市も、保守基盤の強い地方都市である。

ルが、ロシアの戦略兵器を脅かすという議論には無理がある。しかし、NATOに加盟したバルト3国にBMDが拡大するとすれば、それは直接ロシアの戦略ミサイルに影響する。歯止めが必要な所以である。

中距離核戦力条約と欧州通常兵器条約

2月10日、ミュンヘンで開催された安全保障問題に関する高官会議におけるプーチン大統領の演説¹は、国連決議なしの武力行使を激しく非難する前置きから始めて、米国の軍事政策を批判した。モスクワ条約で削減した核弾頭を迅速対応戦力として隠していると述べ、BMDをヨーロッパに配備する試みを「誰がこれを必要としているのか。ヨーロッパにとっては何の役にも立たない」と断じ、米国の意図を非難した。そのような演説の中で、プーチン大統領は、それ以後繰り返して語られることになる2つの軍縮条約に言及した。

まず中距離核戦力(INF)全廃条約²について、次のように述べて、INFに縛られたくない意向を示した。

「80年代にソ連と米国はある射程範囲の短・中距離ミサイルを破棄することに合意したことを思い出したい。しかし、この文書は、普遍的な性格をもっていない。今日、北朝

鮮、韓国、インド、イラン、パキスタン、イスラエルなど多くの国が、これらのミサイルを開発しており、彼らの兵器庫に加えるつもりである。米国とロシアのみがこのような兵器システムの生産が禁止されている。

このような状況下では、我々は自分の安全の確保について考えなければならない。」

プーチンの掲げたこの理由は、必ずしも米国のみに限定的でないロシア安全保障戦略が頭にあることを示している。

ついでプーチン大統領は、1992年に発効し、99年に適合修正が行われた欧州通常兵器(CFE)条約に言及した。そして、修正条約には加盟30か国のうちベラルーシ、ロシア、ウクライナ、カザフスタンしか批准していない一方で、米軍基地がどんどん東方に浸出している現状を非難した。

「修正CFE条約は1999年に署名された。それは新しい地政学的現実、すなわちワルシャワ・ブロックの廃棄を考慮したものであった。7年が経過したが、ロシアを含めた4か国が批准しただけである。NATOは、公然とこの条約に批准しないと宣言した…。

しかし、同時に何が起きているか。いわゆる米軍基地の柔軟前線が、それぞれ5000人も兵を置いている。NA

原爆が投下されたことによって、この両市は世界に知られる町になったが、同時に、しばしば片仮名で表される「ナガサキ」や「ヒロシマ」へと昇華する試練に置かれた。つまりこれらの都市と市民は、核時代の幕開けに人類史上初めての核攻撃を受けた惨状の原風景を知る証言者として、歴史の場に連れ出された。そして、あらゆる側面から論評され、絶対化と相対化の波に曝されながら、人類共通の対象物となる宿命に置かれたのである。とわけ日本帝国の犯した加害との関係における被害の問題は、今にも続く普遍的な課題である。「<ヒロシマ>というとき、<ああヒロシマ>と、やさしくたえてくれるだろうか(72年)という栗原貞子の言葉は、これを見事に表現した。

しかし、長崎市民、広島市民が、そのまま普遍を探求する「ナガサキ」市民や「ヒロシマ」市民になったわけではない。また、証言者の証言者たる所以は、そのことによって変わるものではない。長崎や広島の原体験がなければ、「ナガサキ」や「ヒロシマ」への問いも生まれにくいからである。

伊藤市長が果たしていた大きな役割は、「長崎」と「ナガサキ」の中間にしっかりと位置したことであつたであろう。ひらがなの表記に意味を込めるならば、彼は「ながさき」市長であつた。ひらがなの「ながさき」市長であることによって、彼は「長崎」と「ナガサキ」の橋渡しをした。より正確には橋渡しの空間となつた。私の推察では、それは自覚的な役割ではなかつたであろう。自覚的であろうとすると、しばしばこの役割は逃げてゆく。しかし、自覚的でない誰もがこの役割を果たせるわけではない。伊藤市長の存在は、彼の経歴と性格から来る言動の全体において、この「ながさき」の空間となる役割を果たすことができた。彼は、堂々としていた。メッセージは太く、単純であり、ペンダンティズムと無縁であつた。そして「国際司法裁判所」というチャンスから見事に学んだ。

1975年11月、核兵器の国際法上の違法性を問う国際司法裁判所の判断のためにハーグの証言台に立ったとき、彼

TOは我々の国境に前線部隊を配置した。我々は、条約の義務を守り続け、これらの行為に反応していない。」

ロシアの戦略的節目

プーチン大統領の2つの条約への批判は、一時的なものではなかつた。2月15日、ロシア軍トップのバルイェスキ参謀総長は「米国の出方次第ではINF条約から一方的に撤退することもありうる」と語つた。

4月26日、任期最後となる議会への年次教書演説において、プーチン大統領は「もし、(NATOとの)交渉に進展がなければ、私はCFE条約のもとにおける我々の誓約の一時停止を検討することを提案したい」と踏み込んだ発言をして、議場の喝采を浴びた⁴。

5月9日のナチスへの戦勝記念パレードにおけるプーチン大統領の演説は、イラクにおける現在の米国をナチス第3帝国になぞらえる激しいものであつた。

「...これ(戦争の根源が対決と過激主義のイデオロギーにあること)を想起することが今日ほど重要なときはない。なぜならば、これらの脅威は減つてははなくて、変態し姿を変えているだけだからである。新しい脅威は、第3帝国と同じように、人命を軽視し、世界全体を単独支配する熱望を示してい

はひらがなの「ながさき」市長になる契機をつかんだと言っても過言ではないだろう。彼はそこで国際NGOの役割を直感した。同時に彼は、長崎が核兵器廃絶に取り組むNGOにとって巡礼地であることを感じ、彼らの力を強めることを通じて核兵器廃絶に貢献できると感じたとと思われる。20世紀の変わり目において、彼はNGO活動家を長崎に招いて、地球市民集会ナガサキを開催する事業に乗り出した。幸い、長崎には土山秀夫、故鎌田定夫ほか、その条件があつた。

「長崎」と「ナガサキ」の相克は、彼の周辺で持続的に起こり、毀誉褒貶を生み出していた。しかし、「ながさき」市長が国際NGOを招き入れ、彼らがまとっている気風が、接する人たちを通して長崎の市民社会に徐々に浸透していつていることを私は感じる。些細なことであるが、伊藤市長は早くから彼らを公的な場で「NGO活動家」と呼んだ。保守社会において「活動家」は異端視される存在であつたが、彼はそれを頼もしい存在として受け入れた。彼らとは言えば、長崎市にとって何がセンシティブな問題であるかを敏感に探りながら、核兵器廃絶に付随するミサイル防衛、六ヶ所村、原発問題などの関心事にアプローチした。しかし、長崎の市民社会が原風景を共有した統一を崩してはならないということをお忘れなかつた。彼らは、地球市民集会において幼児から青年男女まで大量に登場して群舞する姿を目撃することによって、「ながさき」市長の存在の意味と、国際NGOが何を守るべきかを学んでいた。一方で長崎市民は、長崎に託された役割の相対化と普遍化、つまり「ナガサキ」へと深まる道を、ローカルではなく世界的なものとして、ある人たちは自覚的に、ある人たちは無自覚的に、歩み続けることができた。

亡き伊藤一長「ながさき」市長に改めて心からエールを送りたい。そして、彼が作り出した出会いと相克の空間が存続することを願ひ、そのために何か役立つことがあればと心から願っている。

る。⁵

このような感情がロシアを支配していることは、他の高官の言動にも表れている。そして、ロシアは軍事力全体の立て直しに自信を見せ始めていることが、年次教書に現れている。ではロシアはどこに向かうのか。これについては稿を改めて考察したい。

紙幅がないので急いだ結論となるが、このような状況の中で、世界に軍縮機運を復活させることが急務である。しかし、日本で起こっていることは、憲法9条を目の敵にすることで、国家主義風潮を強めようという近視眼政治である。自民党、公明党の責任は極めて大きい。(梅林宏道)

注

1 <http://www.kremlin.ru/eng/text/speeches/> から英文テキストを検索することができる。

2 射程500km - 5500kmの地上配備核兵器を、運搬手段を含めて全廃する米ソ(米ロ)間の条約。

3 ロイター(モスクワ発)07年2月15日。

4 注1と同じURLから検索できる。

5 注1と同じURLから検索できる。

NPTへの 優先課題

2007年4月
中堅国家構想(MPI)

検証をともなう核戦力削減

ソ連崩壊後15年以上を経ても米国とロシアは、大量の保有核兵器と高い警戒態勢を特徴とする、冷戦スタイルの核による恐怖の均衡になお縛られ続けている。世界規模での保有核兵器の削減・廃棄という新たな段階に向かって前進するためには、そのような関係が劇的に変化しなければならない。米ロ両国は、地球上の11,000を超える作戦配備弾頭及び26,000に及びる備蓄核兵器全体の約95%を保有している。双方ともに2200以上の戦略核弾頭を配備しないとした2002年の戦略攻撃力削減条約(SORT)の誓約は、2012年末に実現し、それをもって失効する。SORTは、運搬システムや非作戦配備弾頭の検証をともなう解体を求めている。鍵となる措置は以下の通りである。

検証性・透明性・不可逆性の原則を適用し、SORTのもとで作戦配備を外された弾頭の解体を求める条項を含んだ、新しい米ロ戦略削減条約を交渉すること。

新たな条約に取って代わらない場合、STARTを延長すること。09年に失効するSTARTは、多弾頭ミサイルに制限を課し、SORTに対する一定の監視機構の役割を果たしている。

米国はNATO諸国に配備された核爆弾を撤去すること、また、米ロは非戦略核兵器の削減交渉を行うこと。交渉は戦略核兵器削減と同時にあるいは別途に行う。

低レベルの核戦力へ、そして核兵器のない世界へと進んでいく上で必要な信頼を築くために、検証性と透明性をともなう措置、とりわけ米ロ備蓄核兵器と削減にかかるこのような措置が今すぐ履行されるべきである。国際社会全体に対する説明責任を果たすために、検証は国際的監視を含まなければならない。すべての核武装国は、検証性・透明性・不可逆性の原則を保有核兵器の削減と廃棄に適用するためのプロセスを始めなければならない。軍事的備蓄と弾頭に含まれる核分裂物質の申告は、とりわけ最初の措置の一つである。

核戦力の警戒解除(ディ・アラートイング)

米国は1600発以上の核弾頭を、命令から数分以内に発射する準備態勢におき、ロシアも

1000発以上を同じ態勢においていると見積もられている。日々刻々、両国が冷戦スタイルの核のにらみ合いに固定されたままであることは、まったく恥ずべきことである。日単位から週単位、そして月単位へと核兵器発射に要する時間を延ばすような措置を通じて、このにらみ合い状態を解消できると専門家は説明している。弾頭をミサイルから外し、戦略潜水艦を港につなぎ、核爆弾や空中発射型巡航ミサイルを飛行場から離して保管することが可能である。これらにともなう措置は、核戦力を一触即発の警戒態勢におく警報即発射オプションの廃止である。米ロ共同委員会を設立することによって、このような措置を履行し、必要な監視・検証を行っていくことが可能となるだろう。(中略)

FMCT(兵器用核分裂性物質生産禁止条約)の交渉

FMCTの達成は、インド、中国そしてパキスタンの間の軍備競争に制約を課し、イスラエルの保有核兵器に蓋をし、同様に他の国々の保有核兵器に上限を置くことになる。また検証をともなうFMCTは、核弾頭及び核分裂物質の備蓄の削減と廃棄に対する安定した枠組みを構築する助けになり、テロリストが核分裂物質を獲得するのを防ぐ助けになり、NPTの一つの重要な誓約を果たし、そして核兵器のない世界の基本柱の一つを制度化することになる。核分裂性物質国際専門家パネル(IPFM)が論証しているように、検証は必須であり、また実行可能である。検証システムは、最初は核兵器保有国にある申告された濃縮施設と再処理施設に焦点を合わせるのがよい。こうした施設は、非核兵器国にある同様の施設がIAEA保障措置を通して監視されているのと同じように監視されるであろう。秘密の活動が存在しないことを確認するというより難しい仕事は、後の検証段階で焦点化すればよい。FMCTはまた、既存の民生用核物質の大量備蓄を兵器用に転用することを禁じるとともに、「軍事的」必要性から「余剰」と申告された既存の軍用核物質についても、検証をともなう兵器利用禁止の対象となるよう規定するべきである。これら及び海軍原子炉で使用される高濃縮ウラン(HEU)等については、FMCTの範囲

4月30日からのNPT再検討会議準備委員会に向けて、国際NGO「中堅国家構想(MPI)」は、報告書「2010年に向けて NPTでのコンセンサスに向けた優先課題」(07年4月)を発表した。これは、2005年のNPT再検討会議の失敗を受けて設立した「第1条フォーラム」における、過去4回の協議の結果を、MPIの責任においてまとめたものである。報告書は7項目の優先課題を勧告した。「いかなる国家の安全保障も減じることなく、NPTと法の支配を強化し、より平和な世界を創り、世界を核兵器廃絶に向かわせる」勧告、としている。以下に「7つの勧告」を抜粋する。

内で、あるいはFMCTの枠組みにおいて達せられる次の合意のなかで、もしくは並行して行われる交渉において、実際のアプローチをとることが可能である。とりわけ徹底したFMCTにともなう複雑さを鑑みれば、2方向からのアプローチがよいだろう。すなわち、一方ではすべての核兵器保有国が核分裂物質の生産モトリウムを共同宣言あるいは協定によって成文化する。また一方では今後の生産に終止符を打つと同時に、軍縮を達成するツールとなる核分裂物質禁止条約の交渉を行うというものである。

包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効

2006年10月9日に行われた北朝鮮の核爆発実験は、包括的核実験禁止条約(CTBT)の重要性を著しく際立たせた。CTBTは、核兵器の拡散を阻み、先端核兵器への改良を封じ込め、環境を守り、実質的な組織的・技術的基盤を持つ助けになるであろう。FMCTと同様、それは核兵器のない世界を構築するための欠くことのできない一つの要素である。CTBT機構準備委員会は国際監視システム(IMS)の開発において長足の進歩を遂げた。それは2007年にはおそらく完成する。監視システムは北朝鮮での爆発を首尾よく検知し、それが核爆発であるということを確認した。米国科学アカデミーは2002年の研究で、完全に機能している監視システムをもってすれば、威力1-2キロトン以上の核爆発が秘密裏に行われた場合、技術的手段のみで検知が可能であると、さらに、検知できないほどの低威力の爆発は、兵器開発を著しく前進させるものではないだろうと結論付けた。CTBTの発効は今後も高い優先事項であることに変わりはない。(中略)

消極的安全保証の強化

近年いくつかの核兵器国において、非核兵器国に対し核攻撃を行うという教義と準備が強調されてきている。この傾向は、そのような攻撃を禁止する法的拘束力のある条約を求めるNPT非核兵器国の長年の要求に対して特別な緊急性を与えるものである。この論理に論争の余地はない。核兵器を否定した国は、自国に対して核兵器が使用されないとの保証を得る権利を有している。N

PT核兵器国は、宣言の形でそのような保証をすでに与えておりまた地域的な非核兵器地帯条約の議定書においても保証が法的に規定されている。宣言が1995年のNPT無期限延長と関連して再確認されたのであるから宣言は拘束力を持つという優れた議論がある。しかし、宣言や議定書には抜け道が残っており、宣言の法的拘束力のある地位が確認されなければならない。消極的安全保証の要求は、いかなる状況においても核兵器の使用は不正であり、違法であり、分別を欠いたものであるということこそ核兵器国が認識し、核兵器の不使用、あるいはまず手始めに、第一(先制)不使用の誓約を行う必要があるという、より大きな文脈におかれるべきである。

核燃料の生産及び供給に対する規制

エネルギー需要を満たすべく原子力部門を発展させ、威信を高め、場合によっては兵器という選択に移行しようとする国が増えれば増えるほど、核燃料サイクル事業の必要性は増大しつづける。その結果、ますます多くの国が、国家主権と第4条を正当化の引き合いに出しながら濃縮・再処理能力を追求しようとするであろう。4つの非核兵器国(ブ

ラジル、ドイツ、日本、オランダ)を含め、多くの国がそうした施設をすでに有している。安全保障理事会は、イランによる核燃料サイクルの野望を挫くために目下制裁を課しているが、他のいくつかの国々によってもウラン濃縮計画は検討されている。国家が管理する濃縮・再処理施設は、それらが存在する場所を問わず、兵器生産の可能性を持つものであり、核兵器廃絶への道程における困難な障害となっている。各国が進むべき道は、エネルギー生産において原発への依存を低める努力を行い、国際的な持続可能エネルギー機関を設立することである。各国がとり得る暫定措置は、新たな再処理施設を建設する権利を放棄し、濃縮施設の建設モラトリアムを制定することである。NPTを遵守するすべての国家に法的に保証された燃料へのアクセスを与えるために、IAEAを保証人とする国際燃料バンクが設立されるべきである。その目的は、国家が管理する核燃料生産施設の拡散を止めること、さらに、核保有国にある施設を含む、既存の施設を段階的に廃止するか、多国間の管理下に置くこととなるべきである。

NPTのガバナンスにおける改善

核不拡散・軍縮義務の両方において履行を促進していくためには、より強いNPTの組織能力が必要である。履行を促した(強制)したりするメカニズムに関するNPTの条項は、化学兵器禁止条約や生物兵器禁止条約におけるそれらの条項より弱い。事務的なサポートを提供する国連軍縮部はリソース不足であり、各再検討会議のあいだにおいては権限を持たない。憲章と保障措置協定によって国際原子力機関(IAEA)に課されているのは、核物質が兵器に転用されないための監視のみであるため、核不拡散に関する不偏的な、専門家による遵守評価はその適用範囲において限定されている。核不拡散に関する遵守強制は、主として安保理に託されている。軍縮に関する遵守評価や強制についてはいかなる条項も存在しない。締約国は、軍縮と核不拡散の両方の要求について、少なくとも脱退と遵守問題を取り扱う締約国会議を開催する事務局及びメカニズムを設けなくてはならない。さらなる重要な改革として、迅速に問題に取り組むことのできる常設の部局が執行委員会が考えられる。

(訳:ピースデポ)

本格化するRRW計画に米議会の抵抗

07年2月11日、08年度米国家核安全保障管理局(以下NNSA)予算書が公表され、コンプレックス2030の中心をなす信頼性代替弾頭(以下RRW)の08年度予算として8900万ドル(107億円)が計上され、更に2012年までの5年間の予算として総計645,087千ドル(約770億円)の巨額の予算が見込まれている。しかし、議会公聴会では新たな核軍拡を導くものとして強い反対にあっている。米国の新たな核開発をめぐる状況をフォローする。

核兵器の永久保有をめざす米核政策

近年の米国の核兵器政策では、いわゆる核バンカーバスターが姿を消し、代わりに信頼性代替弾頭(以下RRW)が登場した。

06年10月、米国エネルギー省国家核安全保障管理局(NNSA)は、「冷戦時代の核兵器複合体の転換と近代化」のためとして核兵器複合体の将来計画である「コンプレックス2030」の環境影響評価(EIS)手続きに入ると発表した。この核兵器複合体が扱う中心事業がRRW計画となる²。

RRW計画により、老朽化で2040年までに寿命を迎える予想される核弾頭の総入れ替えし、低コストで耐久性が高く、「新たな脅威」に即応して増産可能な新型核に置き換えるとともに、核実験を伴わずに「次世代の核」を研究開発することさえ目指されている。

急増するRRW関係予算

07年2月11日、08年度(07年10月から08年9月)NNSA予算書³が公表された。653ページに及ぶ膨大なものであるが、その中にRRWに関する当面の予算計画が下表のとおり示されている。RRW予算は、まず05年度予算に一部、

計上されたが、06年度、2500万ドルになり、07年度予算では、2770万ドル(約33億円)になった。そして2008年度予算では実に8900万ドル(107億円)が計上されている。この急増ぶりには、RRW計画が本格的な政策として位置づけられたことを示している。元々は「備蓄管理」の基礎として正当化されてきた施設と計画が、目下、RRWの発展と生産に向け見直されつつある。更には、2012年に向けても、毎年、大きな予算を予測し、これからの5年間で計645,087千ドル(約770億円)の巨額の予算を見込んでいます。

RRW予算の推移と見込み(単位:千ドル)

06年	24,750
07年	27,707
08年	88,769
09年	99,787
10年	109,240
11年	167,358
12年	179,933

06年、07年は実績、08年は今年の予算要求額、09年から12年は見込み予算。

同予算書によれば、「核兵器評議会(以下NWC)は、20

05年5月から始まり2006年11月に完了したRRWフィージビリティ研究を承認した。RRW研究の目標は、安全、安心で信頼できる備蓄への長期にわたる確信を保持し、即応性のある核兵器インフラストラクチャーへの転換を可能にする設計を明らかにすることであった。¹「国防省とエネルギー省の合同のRRWプロジェクト担当者グループ(以下POGI)が、2012年の最初の生産目標によってRRW弾頭に対する研究所の設計競争を監督するために組織された。POGIは、提案された候補がRRW研究の目的と要求を満たしたかどうかを決定するために、核実験なしの保証、設計定義、製造、及び初期のコスト評価を含む技術的な実現可能性を評価した。POGIは、2006年11月にRRW研究結果をNWCに提示し、NWCは潜水艦発射弾道ミサイルのためのRRWが実行可能であり、段階2A⁴、つまり設計定義とコスト研究を完了する段階に進むべきであることを決定した。更に、NWCは、RRWが長期にわたる安全、安心で、信頼できる核抑止力を維持するための戦略として採用されるべきであることを決定した。(88ページ)

RRWの最初の弾頭設計を巡ってはロスアラモスとローレンス・リバモアという2つの国立核兵器研究所が競いあってきた。2007年1月段階では、両者の提案をともどもに採用する案もあった⁵が、その採否の決定が2007年3月2日に下された⁶。NNSAは、RRWについて開発過程で核実験の必要性がより低いリバモア国立研究所提案の設計案を採用する方針を発表し、NWCはこれを承認した。

今後はリバモアと海軍は、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)トライデントに搭載する核弾頭・W76の後継弾頭として最初のRRWを2012会計年度(11年10月 - 12年9月)中に製造することを念頭に開発計画やコスト分析を進めることになる。

議会からの強い抵抗

しかし、07年3月以降の数週間に行われた議会公聴会で、ブッシュ政権の核の新世代型への移行計画は、戦略的基礎がないことや、新たな核軍拡競争を導くのではないかと懸念から、議員や専門家の強い反対に直面している⁷。

上院軍事委員会の前議長である前上院議員サム・ナン(ジョージア州選出、民主党)を含む数人は、新型核弾頭の生産をブッシュ政権が反対しているCTBT(包括的核実験禁止条約)の米国による批准とつなげるよう提案した。核実験が必要ないとは言っても、少なくとも一回は実験して信頼性を確かめたいという要求から、RRW計画は、米国に核実験を強要するという疑念が残る。従って、核実験は必要ないと言うのであれば、まずCTBTを批准することが必要であると言うわけである。

彼はまた「米国の保有核兵器を解体することは支持しない。しかしRRW計画の国際的影響への懸念がある」と表明し、「我々の同盟国から誤解されることになり、核兵器の拡散と使用を防ぐ我々の任務を困難にさせる」と述べている。

議会公聴会に出席した元国防長官ウィリアム・J・ペリーは、「現在の核兵器政策は冷戦時代に発達したものであるが、実際、我々が今日住んでいる世界には適合していない」と発言している。更に「RRW計画は、米国の兵器設計

能力を維持すること、そしてテロ集団が入手しても、彼らによって爆発させられる心配が少ない」という利点はあるものの、「核拡散との闘いにおいて、国際社会を導く我々の能力を大幅に害することになると述べている。ペリーはさらに現在の米国の核兵器は50～100年間はその能力を保持するであろうことに触れながら、RRW計画は「長期にわたり」延期することが可能であると発言した。

批判者たちは、RRW計画の拡大は、敵対的な国家だけでなく、米国の同盟国をも怒らせ、米国の国家安全保障を著しく損傷すると主張する。それらは、イラン及び北朝鮮等との外交や、核物質の密売を取り締まる上でも極めて重要な拡散防止におけるグローバルな協力体制を崩壊させるのではないかと懸念している。

更に共和党議員からも注文が出ている。核兵器複合体に資金を提供する上院予算小委員会のメンバーであるピート・V・ドメニッシ(ニューメキシコ州)上院議員は、ヒアリングで「ライス国務長官、及びゲイツ国防長官は、この問題に関する見解を用意していなかった」と述べた。彼は、計画を支持する立場にあるが、ライス、ゲイツ氏らは「RRW計画が核軍拡競争につながるであろうとの批判に答えるべきである」と告げている。

更に上院予算小委員会議長バイロン・L・ドルガン(民主党)は、「答えるべき深刻な疑問がある。思うに、この惑星の存続は、我々がこれらのものを正しくすることに依存している」と述べている。

RRWは保有核兵器の延命を図るとともに、設計部門の活性化により核兵器複合体を確固たるものにするもので、NPTに照らしても決して許されることではない。米政府は、イラン・北朝鮮を念頭に強硬な核不拡散政策を主張しながら、他方で自国はRRWによる新型核の開発をめざす。これは、NPT第6条に違反するばかりか、2000年NPT再検討会議における「保有核兵器の廃棄に関する明確な約束」という国際公約を反故にするものである。RRW計画の膨大な予算案に対して米議会がどのような判断をするのか注視し、核兵器廃絶をめざすべき立場にある日本政府が米政府に毅然とした姿勢で臨むよう求めていくことが必要である。(湯浅一郎)

注

1 『核兵器・核実験モニター』249・50号(2006年1月15日)、253号(2006年3月15日)、『イアブック核軍縮・平和2006』C1など

2 『核兵器・核実験モニター』270号(2006年12月15日)

3 NNSA2008会計年度予算要求書(07年2月)

http://www.mbe.doe.gov/budget/08budget/Content/Volumes/Vol_1_NNSA.pdf

4 米国核兵器のライフサイクルは、1 概念開発から始まり、2 実現可能性研究、2A設計定義とコスト研究、3 開発エンジニアリング、4 生産エンジニアリング、5 初期生産、6 量産と貯蔵、そして7 退役までの7段階に分けられる。RRWについては、2Aの段階に入ったということである。『核兵器・核実験モニター』189号(2003年6月15日)参照。

5 『ニューヨーク・タイムズ』2007年1月7日。

6 U.S. 国防総省広報担当次官記者発表。07年3月2日。

7 『ワシントンポスト』2007年4月22日。

日本の税金でグアムに基地建設 政府系銀行を悪用して 資金提供

2006年5月1日の「再編実施のための日米ロードマップ」¹において、沖縄海兵隊の兵力削減とグアムへの移転について、次のように合意された。

- (1) 第3海兵起動展開部隊の司令部要員を主とする約8000名と家族9000名を2014年までにグアムに移転する。
- (2) 日本政府はこの移転のため、グアムの施設及びインフラの整備のために60.9億ドル(約7000億円)を提供する。(米国の負担は、約41.8億ドル)

ロードマップはこの後段で「嘉手納以南の統合及び土地の返還は第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている」と言う。つまり沖縄の負担軽減の鍵を握るのが日本の7000億ドルの費用負担であるというのが「ロードマップ」の論理構造である。

日本の金でグアムの基地整備

4月13日に衆議院を通過し、現在参議院で審議されている「米軍再編促進特措法案(正式名称:駐留米軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案)の眼目は、国内自治体の分断のための「再編交付金(前号参照)と並んで、「米領土内の基地整備のための日本の財政支出」のための仕組み作りである。

日本が提供する60.9億ドルの内訳は、司令部庁舎・

教場・隊舎に28.0億ドル、家族住宅に25.5億ドル、基地内インフラに7.4億ドルとされている。

このうち、日本の国家予算の直接支出、つまり日本が現地に国有財産を建設しそれを米軍に提供するという方法をとる。いわゆる「思いやり予算」=「施設改善計画」(FIP)と同じ手法だが、FIPにおいても「米領土内」に建設するというのは「想定外」であり「ウルトラ」思いやりといふべきものである。この理屈が通れば、日本から米本国に移転する部隊のための施設は全部日本が提供しなければなくなる。だが「特措法」はこの問題には触れない。既存の法律の枠内で実施可能というのが日本政府の論理である。

国際協力銀行(JBIC)を通して出資

特措法が新たに定めようとしているのは、との合わせて32.9億ドル(約3800億円)である。これを工面する方法として、政府が目をつけたのが、国際協力銀行(JBIC)²である。

1999年に日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合して設立された全額政府出資の金融機関であるJBICは、「一般の金融機関と競争しないことを旨としつつ、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際

資料 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案の重要条項

(目的)

第1条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減すると観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(再編交付金)

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

(国際協力銀行の業務の特例)

第16条 国際協力銀行は、国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第一条及び第二十三条の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。

- 一 駐留軍移転促進事業 駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なも

のとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。)に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。)の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

- 二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
- 三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。
- 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国際協力銀行法第25条第1項及び第2項の規定は、駐留軍再編促進金融業務については、適用しない。

出所:国会議事録検索システム>衆議院
>議案>閣法より検索
www.shugi.in.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm

金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という）の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする³もの。業務内容は政府開発援助（ODA）や借款などであり、米軍基地建設の資金援助など「想定外中の想定外」の組織である。

しかし「特措法」第16条（7ページ＜資料＞参照）で、JBICに「駐留軍移転促進事業」のための資金の貸付け、金融機関の貸付債権の譲受け、債務の保証、資金の出資等の業務を「接木」しようというのである。これは、「国際協力銀行法」の立法趣旨を完全に捻じ曲げる「脱法行為」といふべき暴挙である。

JBICが提供する資金は基本的に貸付であり、家族住宅の賃料（原資は、国防総省が軍人に支払う住居手当等によって回収されると政府は説明している。米国本土で国防総省が採用している「軍家族住宅民有化計画（MHP）」に倣ったものであり、日本国内でもPFI（民間資金による公共施設整備）として広く定着している手法である。JBICから資金提供を受けた現地法人の事業会社が建設と維持管理にあたる。資金回収に要する期間について政府は「50年程度」と答えている⁵が、20～30年サイクルで大きく変わる米軍配備を考慮すれば、これは途方もない長期である。

そもそも「特措法」は10年の時限立法であり、2017年3月には効力を失う（付則第2条）たしかにJBICの業務を定めた第16条が含まれる第4章は「当分の間」効力を存続する（同条第5項）と例外規定が設けられているが、50年後まで

資金回収に責任をとる体制はどこにも保証されていない。

「沖縄の負担軽減」が目的なのかという疑問

さらに、これらの脱法的に提供される資金に「沖縄の負担軽減」ではなく米軍のグアム増強計画のために使われる可能性があることも見落としてはならない。06年10月には米太平洋軍の「グアム統合軍事開発プラン」なる文書の存在が明るみになった⁶。同プランは沖縄海兵隊のグアム移転が海兵隊9700名、空、陸軍部隊を含めてグアム駐留部隊を21,000人に増強する計画の一部であることを示唆している。この点を追求された久間防衛大臣は同プラン「あくまでも太平洋軍の概念プランであり、国防総省の計画とは承知していない」と議論をかわしている。

「米軍再編促進特措法」は、徹頭徹尾民主主義と法治主義に反している。このような悪法が、すんなりと成立してしまうほどまでに、日本の議会は機能不全に陥ってしまっているのだろうか。（田巻一彦）

注

1 www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/g_aso/ubl_06/2plus2_map.html

2 www.jbic.go.jp/japanese/index.php

3 1999（平成11）年10月23日法律第35号。

4 www.acq.osd.mil/housing/

5 3月29日衆議院安全保障委員会での大古防衛省防衛政策局長の答弁。質問は民主党・前田雄吉議員。

6 「共同通信」06年10月3日。

「J・F・ケネディ」退役

それでも通常型空母の可能性は残っている

ケネディ退役

2007年3月23日、米海軍の通常型空母ジョン・F・ケネディ（CV-67）がフロリダ州のメイポート海軍基地にて退役を迎えた。今年8月までのあいだ、フィラデルフィアにある海軍工廠で必要な工事を施され、その後は、「モスボール」と呼ばれる保管状態に置かれることとなる。

ケネディの退役により、米海軍が保有する現役の空母は12隻から11隻に減り、残る通常型空母は横須賀を母港としている空母キティホーク（CV-63）のみとなった。キティホークは08年に退役し、その代わりとして、建造中の原子力空母ジョージ・H・W・ブッシュ（CVN-77）が同年に就役する。つまり08年にはすべての米空母が原子力艦となる計画である。

米国内においては、原子力空母の横須賀母港化に代わる選択肢の一つとして、空母ケネディの横須賀配備が

検討されていた。その背景には、キティホークの後継艦として通常型空母を求める日本の市民に声に対する「配慮」があった。しかし、「通常型空母の可能性はゼロ」（蒲谷横須賀市長）と早々に結論づけた地元の姿勢を受けて、米側はケネディ退役の決断に踏み切ったのである。今回のケネディ退役は、地元の意向を無視し、米側の一方的な説明を鵜呑みにした自治体首長の大きな「失敗」にほかならず、その責任はあらためて問われなければならない。

国防認可法の決定

今回のケネディ退役の決定は、2006年10月17日にブッシュ大統領が署名、成立した「2007会計年度国防認可法」（公法109-364。以下、「07認可法」とする）に基づく。同法は、米海軍空母の12隻体制を11隻体制に削減する



資料 2007会計年国防認可法(公法109-364)
抜粋

2006年10月17日

空母戦力構成(第1011節)

(a)法律で要求されている作戦可能な空母の最低数の削減

連邦法規タイトル10第506(a)節への修正として、「12」を削除し、「11」を挿入する。

(b)USSジョン・F・ケネディ退役前の承認要件

国防長官が上下院それぞれの軍事委員会に対し、以下に関する受領証明を提出しない限り、海軍長官はUSSジョン・F・ケネディ(CV-67)を作戦可能な状態から退役させてはならない。

(1)国土安全保障省が艦船の維持及び運転を希望していないとの国土安全保障省長官からの正式な通達。

(2)NATOが艦船の維持及び運転を希望していな

いとNATOからの正式な通達。
(c)退役の場合のUSSジョン・F・ケネディの状態に関する諸条件

ジョン・F・ケネディを作戦可能な状態から退役させる場合、海軍長官は以下を行わなければならない。

(1)艦船が海軍の管理管轄下にあるあいだは、国家非常事態に応じて艦船が必要とされる際に、艦船を再び活動させることのできるような保管状態を維持しなければならない(構成制御、除湿、陰極保護、予備部品の維持を含む)。

(2)艦船を海軍の管理管轄下から移管させる際は、以下を移管の条件とする。

(A)国家緊急事態法(50USC1601参照)に従って大統領が国家の緊急事態を宣言した場合、艦船の移管先は、国防長官の求めに応じて艦船を米国に戻さなければならない。

(B)このような場合(国防長官から移管先に異なる通告が出された場合を除き)、艦船の所属は即座に米国に戻されなければならない。

決定を下すとともに、一定の条件下でケネディの早期退役を承認した。関連部分訳を上の囲みに掲載する。

この決定に先立っては、空母11隻体制で経費削減を図りたい海軍・国務省側と、12隻体制の維持を主張する連邦議会側との数年にわたる攻防があった。最終的に、議会が海軍・国務省側の要求を受け入れた形となったが、議会は引き続き、「国家の非常時」を念頭に、空母12隻体制にいつでも復帰できるような準備を整えておく必要性を強調した。この考え方にに基づき、ケネディ退役にはいくつかの条件が付された。その一つが、北大西洋条約機構(NATO)あるいは国土安全保障省に管轄を移してケネディを維持する可能性の検討であった。

前述の通り、ケネディは3月23日に退役したわけであるから、結果的にNATOと国土安全保障省からはケネディの移管に関する要望は出されなかったと考えられる。

横須賀の意向

ケネディ退役の決定においては、NATOや国土安全保障省との協議に並んで、「地元横須賀の意向」を条件として付される可能性は十分にあったと考えられる。

重要なことは、空母11隻体制への移行が、すなわちケネディ退役を意味するものではなかったということである。米議会調査局報告「海軍航空母艦:USSジョン・F・ケネディの退役 - 議会における論点と選択肢(最終版、07年3月26日)」は、空母11隻体制を実現する手段として、「キティホーク退役、ケネディ横須賀配備」の選択を含む、5つの選択肢を挙げている。つまり、地元横須賀の受け入れ姿勢いかによっては、キティホークの後継艦としてケネディが決定される可能性は十分にあったということである。

米側は日本国内の動向を注意深く観察していた。実際、米議会調査局報告は、次のように述べている。

「第2次世界大戦中に2度にわたって日本に核兵器が使用されたことに拠る日本の反核感情を考慮すれば、原子力空母一隻の日本母港化は世論の反対にあうだろうと考えられる。だが一方では、この問題に関する日本の見解は変

わってきており、反対世論は減少しているとする向きもある。」

このようななか、原子力空母の安全性に関する外務省からの回答を受け、06年6月14日に横須賀の蒲谷市長は、「通常型空母の可能性がゼロになったいま、現実を直視し、原子力空母の入港をやむを得ない」とこれまでの姿勢を一転、原子力空母を容認した。これは、ケネディ配備の可能性を自ら消去したに等しい行為であった。

「モスボール」の決定

では、今回のケネディ退役によって、キティホークの後継艦に通常型空母の配備を、との望みは絶たれてしまったのだろうか。この点については、07認可法が、退役の条件のひとつとして、「ケネディの保管」を命じていることに注目したい。上下両院会議報告は次のように述べている。

「米海軍からの退役に際しては・・・最終処分決定までのあいだ、海軍はケネディの保存状態(除湿、陰極保護、構成制御)を維持しなければならない。ケネディが作戦可能な状態から退役する際に、海軍長官は、最終的な処分について、他の可能性も検討しなければならない。それには、低稼働状態の維持、ミュージアム展示品としての寄贈、海軍艦船登録からの抹消などが含まれる。検討結果は、海軍長官の勧告とあわせて、議会の防衛委員会に対し、07年10月1日までに報告されなければならない。海軍は、いかなる状況においても、少なくとも空母ジョージ・H・W・ブッシュの就役まではケネディの管理権を維持しなければならない。」

つまり少なくとも08年までは、ケネディは必要あれば任務に復帰する可能性を残しつつ保存状態におかれることになる。このように、再使用することを考慮して極力劣化することを防ぐ処置を行い、軍艦を保管することを「モスボール(Mothball)」という。

現時点において、モスボールされるケネディの最終的な運命は確定していない。07年10月1日までに検討結果が議会に伝えられるとなっているが、当然横須賀への配備も

非暴力憲法と 国民投票法案

横山正樹

ピースデポ理事
フェリス学院大学教員

5月3日は日本国憲法施行60周年。人間にたとえれば「還暦」を迎え、マスコミはさまざまな特集を組みました。その直後の14日、皮肉にも憲法改定のための国民投票法案が参院本会議で成立。安倍首相は自民党草案にもとづく新憲法制定への意欲をあらわにしています。

国民投票法案はテーマが改憲に限定され、最低投票率制度がないため棄権が広がりがく少数の投票でも過半数の賛成で改憲が成立してしまう問題などが広く知られます。すべては改憲のみに向けたステップなのです。そして首相の狙いは憲法第9条2項の戦力不保持と交戦権の否定削除に絞られています。結局そこを問題にしていかなければなりません。

人権・平和主義・民主権(民主制)など、憲法の基本理念自体を疑う人はそう多くありません。ところが憲法の部分修正ではなく、現憲法を廃止して別モノに置き換えようとする動きが急になってきました。

環境権やプライバシーの権利などへの言及が不十分とするなら、あるいは象徴天皇制が民主制と矛盾すると考えるなら、憲法を限定的に修正するか、米国憲法のように修正条項を付加していけばいい。でも自民党草案は違います。憲法の全面的な書き換えです。その主目的は軍事力保持・行使の合憲化と武器貿易の解禁。利に賢い経団連などが積極的なわけです。

ここで最も基本的な論点は、憲法

の平和主義が非暴力思想に立脚するということ。だがこれを論者の多くはふまえようとしていません。第9条2項の「陸海空軍その他の戦力」を保持せず「国の交戦権」を認めないという宣言は、日本国としての内外へ向けた非暴力・非戦のアピールでもあったはずなのに……。

非暴力は空想ではありません。インドの脱植民地化や米国の公民化運動は言うまでもなく、近年の大きな政治変化はおおむね非暴力で成し遂げられてきました。ベルリンの壁崩壊と東欧諸国の脱社会主義化・ソ連邦解体、フィリピン・韓国・台湾・インドネシアなど近隣地域の民主化プロセス、東ティモール独立など、実例はたくさんあります。

対照的に、アフガニスタンやイラクなどの軍事介入は泥沼化。非暴力という選択が暴力行使より有効なのは明らかです。こうした現実的な非暴力志向を私はもっともっと訴えていかなばと心に決め、折々に表明していま

す。

対立し、結果を急ぎ、戦い、傷つけあい、諦め、忘れるのは、長い目でみた問題解決に決してなりません。一時はうまくいったように見えても、恨みを残し、報復攻撃や次の紛争への火種となります。

むしろ、気長な交渉・説得・調停、ときに受容や逃散・亡命、それでも不服従・対外アピール・連携といった非暴力の手段が、手ぬるく見えて、じつは低コストかつ効果的なのです。自他ともに被害を最小化し、報復をさげ、和解と長続きする平和とを達成しうるからです。

インドのガンジーや沖縄の阿波根昌鴻など、非暴力行動の足跡はたくさんあります(岩波新書の『米軍と農民』命こそ宝』など参照)。

個人レベルでも、社会や国際問題においても、非暴力志向を気長に粘りづよく実践していきませんか。個人レベルでも、社会や国際問題においても、これを周囲に語りかけ、仲間を増やしていきましょう。ことに、もうすぐ参院選ですから……。

それに役立つはずの、ごく最近私の知りあいが相次いで出した3冊の本を紹介します。

『日本国憲法と国連』(杉江栄一著、かもがわ出版、1890円)、『普通の国にならましよう』(C・ダグラス・ラミス著、大月書店、1260円)、そして、『ポーボキ、平和って、なに色?』(文・絵 ロニー・アレキサンダー、エピック、1500円)。

「他の可能性」のひとつとして検討されうることである。これが実現するか否かは、ひとえに日本の地元からの声にかかっている。05年3月23日付の米軍準機関紙「スターズアンドストライプス」は、ゴードン・イングランド海軍長官の次のようなコメントを紹介している。

「我々はケネディをモスボールする」もしケネディが日本に行く必要がある、我々はいつでもケネディをそうさせることができる。」²

通常型空母の選択肢はある

ケネディの横須賀配備という選択はまだ残っている。原子力空母の母港化に反対する日本の市民の立場からは、引き続き通常艦の配備を求めていくことが重要である。

米議会のなかには、ケネディ退役による空母11隻体制への移行に対し、安全保障上の不安を抱く声強い。現在の海軍の計画では、ケネディ退役で11隻体制になった

のち、2013年に最も古い原子力艦であるエンタープライズ(CVN-65)が退役して10隻体制にまで減少する。2015年に新しい原子力艦が就役して11隻体制となり、2019年には再び12隻体制になる、という予定である。下院軍事委員会の報告書(H.Rept.109-452,06年5月5日)は、米海軍が「世界的なコミットメントを満すためには空母12隻体制が不可欠であると強調し、11隻への削減は「国家を容認できない危機に陥れる」と警告している。ケネディの復活を望む日本の声を受け入れられる土壌はある。米海軍・国防総省の決定を左右するのは、日本の市民・自治体の反対世論であることを忘れてはならない。(中村桂子)

注

1 米議会調査局報告(RL32731) 07年3月26日改訂版。

2 www.stripesonline.com/article.asp?section=104&article=27025&archive=true

二度までも平和都市長崎で

伊藤一長・長崎市長が4月17日夜、理不尽な暴力団員の凶弾によって倒れた。長崎市民にとって痛恨極まりない悲劇であった。ただ同市長への追悼文はすでに他誌にも寄稿しているの、ここでは別の角度からこの事件を考えてみたいと思う。

市長が亡くなられて3日後だったと記憶するが、某通信社の英字紙担当の記者から電話が入った。海外の反響や問い掛けの中に、平和都市ナガサキでなぜ二度までも市長が銃撃される事件が起こったのか、ナガサキには何かそうした土壌があるのか、とするものが多かったという。その点についてはあなたが海外からだけでなく、国内でも不審がる声が少ない。筆者は記者に対して、これはあくまで私見だが、と断った上で大要次のように答えたのだ。

長崎は徳川幕府による鎖国時代、日本で唯一の門戸として海外に開かれた港であった。海外からの文物も人間も、すべて長崎を経由して国内へと散っていった。また幕府直轄の天領として保護され、街全体の財政や町民の生活面でも恵まれていた。こうした土地柄に育った人たちは明るく大らかで、祭りとなると情熱を燃やす性格を共有していた。“来たる者は拒まず”の精神が自然に備わっていたため、他所に比べて排他的なところが少なく、時にはお節介やきと思えるほど他人に親切な面を持ち合わせている。加えて戦後は被爆都市として平和への希求も人一倍つよい。

殺人などの凶悪な事件が少ない点も以前からよく知られていた。因みに長崎県全体ではあるが、過去5年間の統計を見ても年間9～17件の殺人（一部には心中も含まれている）事件があり、全国では青森県とともに最低記録を争っている。もちろん長崎市でも同傾向にある。かつて筆者が法医学の教授に直かに聞かされた話としてこんなことがあった。当の教授

が長崎大学に転勤すると決まったとき、先輩から「不謹慎な話かも知れないが、長崎は殺人が少ない都市なので法医学研究の上では余り勉強にならないかも知れんぞ」と言われた由である。

ただこうした素晴らしい土地の長所が、逆に裏目に出る場合もある。妙に他人を疑ったり、警戒したりしない点につけ込んで、たまたま跳ね上がった分子が犯罪を仕出かしやすい油断となって表われるからだ。もちろん前回の本島元市長銃撃事件の犯人には、曲がりなりにも政治的、思想的背景があった。それに対して今回の伊藤前市長殺害の犯人は、自らの金づるを倒産で失い、組幹部としての地位も下げられたのは、すべて公共事業の発注を断った長崎市の責任だと一方的に決めつけ、個人的怨恨によって市長を殺害したのであって、動機の間では両者は全く異なっている。

しかし2人の犯人とも市長を至近距離から襲っている点は、いかに両市長が共通して無防備であったかを物語っている。いずれも市民に親しまれる市長として直かに市民に接しようとして心掛けていた。各種のイベントにも積極的に参加し、会を盛り上げる役割を果たしてもきた。その意味では残念ではあるがこうした事件が二度も起きた以上、重要な地位にある人の身辺警護について改めて真剣に検討し直す必要がある。ただ難しいのはその点が余りに過剰になれば、折角の良さが失われることにもなり兼ねず、方策については程度問題に配慮しなくてはならない。更に重要かつ基本的な防止策は、反対意見や身勝手な理由で相手を暴力で封殺しようとする試みは絶対に許さない、とする民主主義の原点を市民も新市長も警察も一体となって確認し合うことこそ不可欠である。大要、このような私の見解に対して、記者は海外に向けてその旨を伝えたいと言ってくれた。



特別連載エッセー 19

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字も)

ピースデポ・ワーキング・ペーパー (PDWP) の第2号が出ました。

A4・63ページ 頒価500円 (送料別)
ご希望の方はピースデポまで。

Peace Depot Working Paper No. 2 E (英語)

Missile Defense Operations of US Aegis Ships Based in Japan

(日本配備の米イージス艦によるミサイル防衛作戦)

梅林宏道 著

- 内容
1. Missile Defense Response to the July 5, 2006 North Korean Missile Test by US Naval Vessels Home-ported at Yokosuka (2006年7月5日の北朝鮮ミサイル発射実験時の、横須賀母港の米艦船によるミサイル防衛作戦)
 2. US Navy Set Missile Defense Operations Area in the Sea of Japan, 190 Kilometers West of Okushiri: Japan as a Base for the Defense of the US Homeland (米海軍が奥尻島西方190kmにミサイル防衛作戦区域を設置—米本土防衛基地・日本)

日誌

2007 4 6~5 5

作成: 梅田恵理子、中村桂子

EU = 欧州連合 / IAEA = 国際原子力機関 / MD = ミサイル防衛 / NATO = 北大西洋条約機構 / NPT = 核不拡散条約

- 4月9日 イランのアフマディネジャド大統領、「商業規模の核燃料生産可能に」と演説。
4月10日 政府、日本独自の対北朝鮮制裁措置の半年間延長を閣議決定。
4月10日 米財務省、バンコ・デルタ・アジア北朝鮮関連資金の凍結全面解除を確認と発表。
4月10日付 金桂冠外務次官、今後30日以内の寧辺核施設の停止、IAEA査察官の受け入れを表明。米NBCテレビ。
4月12日 日米豪の外務・防衛当局による局長級協議、東京で、MDシステムに関する事務レベル協議会設置で合意。
4月13日 米軍再編推進法案、衆院本会議で可決。
4月14日 北朝鮮、6か国協議合意の核放棄「初期段階措置」を60日の期限内に履行せず。
4月16日 国連安保理、対北朝鮮制裁の履行状況に関する非公式協議を開催。
4月18日 選挙活動中に銃撃された伊藤一長・長崎市長が死去。
4月18日 米財務省、バンコ・デルタ・アジアへの制裁措置を正式に発動。
4月19日 米、NATO本部でMDシステムについて加盟各国やロシアに説明会。
4月19日付 IAEA、イランがナタンツにある地下ウラン濃縮施設で大規模な濃縮活動を開始したと理事各国に通知。
4月20日 南アフリカ・ケープタウンでのNSG年次総会、インドへの核関連技術の供与について決定を先送り閉会。

- 4月20日付 北朝鮮、IAEA事務局長への書簡で、北朝鮮関連資金の凍結解除を確認し次第、IAEA査察官を招請する方針を示す。
4月23日 ゲーツ米国防長官、訪問先のモスクワで、東欧へのMD施設建設設計画についてロシアのセルジュコフ国防相と会談。
4月24日 経済産業、外務、文部科学の3省、米エネルギー省と原子力技術協力を進める行動計画に署名したと発表。
4月25日 原子力空母配備に伴う港内の浚渫工事に対し、横須賀市長が同意を表明。
4月25日 ソラナEU共通外交・安全保障上級代表、イランのラリジャーニ最高安全保障委員会事務局長と協議。
4月25日 政府、集团的自衛権の行使に関する有識者会議を設置。
4月25日 原環機構、高知県東洋町での高レベル放射性廃棄物の最終処分場建設に向けた第1段階調査の中止を決定。
4月26日 プーチン・ロ大統領、年次教書演説で、欧州通常戦力条約で義務づけられた軍備削減の履行の一時停止を宣言。(本号参照)
4月26日 日本原燃、六ヶ所再処理工場でのアクティブ試験の第3ステップの終了を発表。
4月28日 プーチン大統領、民生部門の原子力関連国営独占企業の年内設立を政府に命じる大統領令に署名。
4月30日 2010年NPT再検討会議に向けた第1回準備委員会がウィーンで開幕(～5月11日)。
4月30日 甘利経産相、カザフスタンのマシモフ首相と会談。ウラン輸入拡大や原発の技術協力を柱とする共同声明を発表。
5月1日 ワシントンで日米安全保障協議委員会(2+2)開催。在日米軍再編推進などを確認。
5月1日 プッシュコ大統領、イラク駐留米軍の撤退期限を示した戦費支出法案に拒否権を行使。
5月3日付 北朝鮮を除く6か国協議参加国の外相がエジプトのシャルムエルシェイクで会談する計画が立ち消えに。
沖繩
4月7日 米軍当局者の発言からオスプレイが

- 07年秋に実戦配備されると判明。共同通信。
4月10日 元毎日新聞記者西山太吉氏、沖縄返還交渉をめぐる「密約」で東京高裁に控訴。
4月14日 日米合同委、日本がキャンプ・ハンセンなどに建設した施設6件の米軍提供で合意。
4月18日 県と那覇防衛施設庁、普天間移転先の事前調査の海域使用に関し県に提出した申請書と関連書類すべてを不開示と決定。
4月22日 宜野湾市長選挙で現職の伊波洋一氏が再選。
4月24日 那覇防衛施設局、辺野古周辺海域で、事前調査の準備段階となる潜水作業を開始。
4月24日 那覇地裁、強制使用認定取り消し訴訟で、反戦地主の請求を棄却。
4月24日 沖縄県、辺野古周辺の事前調査に関する海底使用への同意書を那覇防衛施設局に交付。
4月24日 在日米軍指令官、F22Aステルス戦闘機について、北朝鮮情勢によっては嘉手納再配備もあると発言。
4月25日付 嘉手納基地に放射能測定機能を持つ電子情報偵察機RC135Uが3月中旬から飛来していたと判明。
4月27日 F22Aステルス戦闘機2機が参加する初の日米共同空中戦闘訓練、沖縄周辺の訓練空域で実施。
5月3日 朝鮮半島有事等に備え、米軍が96年に策定した普天間飛行場の使用計画が米公文書で明らかに。
5月5日付 普天間返還後を想定し、那覇空港の緊急時使用について日米政府と沖縄が正式合意すべきとの内容の米空軍文書が明らかに。

今号の略語

- ABM = 対弾道ミサイル
BMD = 弾道ミサイル防衛
CFE = 欧州通常兵器
CTBT = 包括的核実験禁止条約
EIS = 環境影響評価
FMCT = 核分裂性物質生産禁止条約
FIP = 施設改善計画
HEU = 高濃縮ウラン
IAEA = 国際原子力機関
IMF = 国際監視システム
INF = 中距離核戦略
JBIC = 国際協力銀行
MDA = ミサイル防衛庁
NATO = 北大西洋条約機構
NSA = 米国家核安全保障管理局
NPT = 核不拡散条約
ODA = 政府開発援助
RRW = 信頼性代替弾頭
SLBM = 潜水艦発射弾道ミサイル
SORT = 戦略攻撃力削減条約

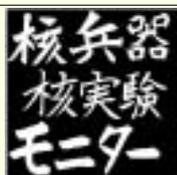
ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 水熊克哉 <higuma@peacedepot.org>

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁): 会員の方に付いています。「(定)」: 会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」: 入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 水熊克哉(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 梅田恵理子、津留佐和子、中村和子、華房孝年、梅林宏道